

經濟學論叢 每月一日發行
 第四十九卷第六號 昭和十四年十二月一日發行
 大正四年六月二十一日 第三種郵便物認可

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷第六號

昭和十四年四月二十日

論叢

近世中期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎
 波動の内在性……………文學博士 高田保馬

時論

水産食糧の確保と漁業組合……………經濟學博士 蜷川虎三
 法幣對策論の起結……………經濟學士 徳永清行

研究

遼史食貨志に見られたる經濟思想……………經濟學士 穂積文雄
 問屋の歴史的特質……………經濟學士 堀江英一
 エッチワースと「統計の方法」……………經濟學士 馬場吉行

說苑

クラークの植民地無價值論……………經濟學士 金持一郎
 大工場が地方經濟に及ぼす影響……………經濟學士 菊田太郎

附錄

彙報
 外國雜誌論題
 本誌第四十九卷總目錄

(禁轉載)

經濟論叢

第四十九卷 第六號 (通卷第貳百九拾四號) 昭和十四年十二月發行

論叢

近世中期の經濟思想

本庄榮治郎

一 概 觀

茲に中期と稱するは幕府興隆期であつて、大體元祿から寶曆へかけての時代をいふ(約七十年)。元祿時代は幕府政治發達の第一次の最高峰をなすときであり、文學藝術亦勃興し、近松・西鶴・芭蕉などの巨匠の輩出した時代であるが、經濟上に於ては元祿の貨幣改鑄によつて一種の通貨膨脹を惹き起し、武士農民は益困窮し、町人の金權は一層の發展を遂げたときであつた。この時代を享けて新井白石は『禮儀三千威儀八百』の郁々文理ある國家を造り上げんことを理想とした。彼の經綸は武斷的なるよりは寧ろ文治的であり、實際的なるよりも寧ろ理想的であり、經濟上に於ても貨幣を慶長の古に復し、貿易制限の策を樹てた。白石の禮文を重んじて『江戸を京都化』せんとするやり方は、次代の『土器大甕』の吉宗の儉素政治によつて大部分覆さるゝに至つた。即ち種々の變更を

加へて、殊に制度典章を以て泰平を修飾せんとする白石の主義とは異り、吉宗は在來の仕組を本とし幕府本來の成立に基いてその本領を發揮することを主眼とした。彼は泰平の續くに伴ひ増長し來つた弊風を矯める事を急務とし、その爲に節儉と尙武とに心を用ひ、實利實益を興すことを主義とし、學問も實學を獎勵した。貨幣政策についても初め白石の良貨鑄造を踏襲したが、一種の通貨收縮を生じ、物價の下落となつたため、吉宗は遂に元文元年に貨幣の改鑄を行つた。かくの如き吉宗の種々なる改革は即ち享保の改革であるが、この改革を實施せなければならなかつたことは、封建政治の缺陷や矛盾が既に著しくなつて來たことを示すものに外ならぬ。その缺陷といふのは、いふ迄もなく自然經濟に對する貨幣經濟の進展であり、士農兩階級に對する町人階級の勃興であつた。

從てこの期における經濟思想は、貨幣經濟・諸侯の財政窮乏等と關連して金銀貨幣や錢貨に對する議論、殊に貨幣改鑄、引いては物價・米價に關する議論が多く現はれて來た。又他方に於て町人階級の勃興、都市の發達が行はれたがために、都市膨脹に關する意見、農民向都に關する是非、ひいては農本商末の思想や町人抑壓の論議が多く現はれた。而して諸侯武士の窮乏を救濟するの策として、消極的には武士土着論、積極的には專賣その他の町人化の議論が盛んとなつた。更に心學が興り、國學の研究が行はれ、蘭學の研究が進められたことも注意すべき現象である。尤この期の經濟思想に於ても前期の思想の引つゞきと見らるゝものも多く存するが、上述の社會經濟事情の變化に基いて特に注意すべき議論が著しく現はれ、その經濟論は一層現實的なものとなつた。要するに此期の經濟論は徳川封建經濟破綻の第一歩を論じたものとして極めて重要なる意義を持つて居ると思ふ。

當時の主なる經濟書は次の如くである。

農業全書 (元祿九序)	宮崎安貞	元和九—元祿一〇	一六二三—一六九七
識劉錄 (寶永三)	淺見綱齋	承應元—正徳元	一六五二—一七一
君子訓 (元祿一六)	貝原益軒	寶永七—正徳四	一六三〇—一七一四
家道訓 (正徳元)			
町人叢 (享保四)	西川如見	慶安元—享保九	一六四八—一七二四
百姓叢 (享保六)			
白石建議 (正徳三)	新井白石	明曆三—享保一〇	一六五七—一七二五
政談 (享保一、二年頃)	荻生徂徠	寛文六—享保一三	一六六六—一七二八
民間省要 (享保六)	田中丘隅	寛文二—享保一四	一六六二—一七二九
鈍翁遺著 (享保)	陶山鈍翁	明曆三—享保一七	一六五七—一七三二
兼山秘策 (正徳元—享保一六)	室鳩巢	萬治元—享保一九	一六五八—一七三四
都鄙問答 (元文四)	石田梅巖	貞享二—延享元	一六八五—一七四四
經濟錄 (享保一四)	太宰春臺	延寶八—延享四	一六八〇—一七四八

二 貨幣に關する諸論

(イ)貨幣改鑄論 本期に入つて貨幣に關する議論の多くあらはれたことは既に述べた如くであるが、先づ第一に論ずべきは貨幣改鑄に關する意見である。徳川時代に於て貨幣の改鑄されたのは元祿八年の金銀貨の改鑄に造に始まるが、この元祿金銀の鑄造は當時の財政難を緩和することが主たる實質上の理由であつた。^(註一)この改鑄によつて幕府は五百萬兩の改鑄益金(出目)を得たといふ。この改鑄に對しては反對論が甚だ多いが、その代表者ともいふべきは白石である。白石の論旨は次の如くである。

『慶長以來の金銀の法を改め、金をば銀を雜造り、銀をば銅を増加候て、天下通行の金銀の數を増され候由を、申沙汰し候得とも、眞實は慶長以來造出され候ほと金の數、其半を奪ふべきための術にて候き。(此時天下より出來り候所の古金八百八十二万四千三百五十兩を新金千三百廿三万六千五百三十四兩となされ候て、その増す所四百四十一万二千八百八十四兩、古銀出來り候數二十八万七千六百七十七貫百五十五匁を新銀三十五万七千五百三十五貫三百八十匁となされ候て、其増す所六万九千九百八十八貫二百二十五匁、算數を以て測り候へは天下通行の金銀の數をばものとごとくに引かへられ候て、上へ收められ候所の金銀の數は相増し候へば、公私共に財用ゆたかに事たるべき事と相見え候は、すなはち某申す所の小數にてはかりたるものに候。その小數をたのみ候て此法を行ひ候はずなはち某申す所の死法と申すものにて候。しかれども其時天下より出來り候慶長以來の金銀、其金の數わづかに八百八十貳萬四千三百五十六兩、其銀の數わづかに貳拾八萬七千六百拾七貫百五拾五匁には過候はず。元祿以來僅に十八年の間に造出候所の金銀の數を以て推測候に、慶長六年以來元祿八年に至て凡九十五年の間に年々に造出し候所の金の數いかでかこればかりには候べきや。皆是天下の人各其の寶を失ふべき事を惜み候て、當時に通用すべきほどの數をはかり候て出し替候ひしかば、藏め貯候て出來り候はぬ所の數は出し替候所の數よりは萬々倍し候べし。然らば當世に通行し候所の金銀、其數を増し候ごとくには候へとも、却て其數を減し候ごとくにはなり候と申候はんも、其謂なきにはあらず候。』¹⁾

『金銀の數をだに増し候はゞ天下の財用ゆたかなるべき事と、たゞ一筋にのみ心得候ての過を五たび迄かきね候ひしは、其死法をのみ守り候て活法ある事を知らざる事とは申すべく候。』²⁾

(註一) 元祿八年八月の令には『金銀極印古く成候付可吹直旨被仰出之、且又近年山より出候金銀も多く無之、世間の金銀も次第に減じ可申に付、金銀之位を直し世間の金銀多く成候ため此度被仰付之候事』³⁾とあるが、白石もいへる如く『當時上の御財用其入り候所を以て其出候所をはかり候に、其入り候所其出候所の半には及はず候』⁴⁾とあることが眞因であらう。

(註二) 『小數』とは『見數にて算盤の上にあはれ候て、かぞへ知るべき數』をいひ、『大數』とは『いまだ算盤の上には見え來らず候へども、天地の間にその大算數のある事』をいふ。⁵⁾この場合小數計算にては金銀貨の數量増加せること明かであるが、大數計算にては、古金の蓄藏行はるゝ結果、全國の流通高は寧ろ減少せるものといふべきである。

寶永三年以後また寶字銀を鑄造して品位を劣惡にし、同七年寶永小判(乾字金)を鑄たが、之は質を純良にし量
を半減せるものであつた。^(註三)之に對して白石は

1) 新井白石全集第六 192, 193頁
2) 同上、194頁
3) 御觸書寛保集成 892頁
4) 新井白石全集第六 192頁

『寶永より後に及びて銀の品を引下され候といへども、猶又金の品と其高下相わかれ候ほどの事に至らず、況又其後金の品はむかしのごとくなされ候といへども、其形の大にむかしの金に同じからず候へば、其通用はむかしのごとくならず、銀の品は次第に下り候につきて、世の人又ひそかに其品を論じ定めて、銀を賤しめ候事の甚しきに過ぎ候を以て、金銀の品ふたゝびあひやぶれ、萬物の價もふたゝび相増しくはゝり候き』⁶⁾

といひ春臺も亦

『此幣出てより民間に偽造の者もなく欺を受る患もなきゆへに、民之を便とせり。然れとも其形薄小にして重き故幣に半減なるを以て、人情何となく此幣を輕んずるゆへに、直をさのみ減するにてはなく、諸物の價を増て賣買す。且此幣は永久に行ふべき者に非ず、慶長の故幣に復す迄の内、元祿の悪金を止めん爲に姑く之を行はると思へるより、久からずして慶長の故幣に復せば乾金は自ら半直になるべしと悟りて、漸々に乾金の直を減じ諸貨の價を増て、故幣に復せる時に少も損失なき様に計れり』⁷⁾

と説いてゐる。かくて古金は騰貴し、乾金一兩に付銀六十匁とすれば慶長金一兩は銀八九十匁、元祿金一兩は銀七十匁前後に至つたといふ。而して春臺も亦『凡金銀は純粹なるを貴ぶ、純粹なれば偽を成難し』⁸⁾といひ、貨幣の貶鑄を批難してゐる。

(註三)	慶長小判	金八六二	重き四匁七分餘
	元祿小判	金五六四	四匁七分餘
	寶永小判(乾字金)	金八三四	二匁五分弱

六代將軍家宣の世となるや、白石は間部詮房と共に幕政に與つて改革する所多く、幣制を慶長の古に復することとなり、正徳四年に幣制改革の御觸書が發せられ、九月以來新貨を發行したが、新貨の普及するまで、在來の貨幣の通用を許し新金銀と慶長金銀とは同様に通用せしめ其他はその交換の比例を定め、幕府は誠意を以て幣制の改革に着手したのであるが、實際に於ては元祿以來の悪貨の回收意の如くならず、また各種貨幣の法定比率も嚴

6) 同上 247頁
 7) 經濟錄、日本經濟叢書卷六 138頁
 8) 同上 136頁

守せられず、割合の異なる貨幣が同時に數種存在せしため、取引上非常なる不便澁滯を惹起し、金銀錢の相場并に之に伴ふ物價の變動も甚しかつた。幕府は改鑄に對する十分なる準備なくして早急に之を遂行した嫌があつたといふ。⁹⁾

その後幕府財政の彌縫、米價の不振等から元文元年五月再び惡貨鑄造を企てた。^(註四)その風聞に對して「金銀吹替評」には貨幣が慶長の古に復したることを有難き御仁徳なりとし、國民はこれにて安堵の思をなし萬々世も變ぜざるやう願つてゐたのに、金座銀座の者の私欲から又々改鑄を願出でたやうであるが

『一度御直し被遊候金銀、問もなく又々惡敷品に被仰付候儀と末代迄將軍の御耻辱と奉存候、此上萬々一吹替被仰出候は、又々世上の大混亂大き成さしつかへに可成候云々』

と論じてゐる。¹⁰⁾之に由て見るも、貨幣の貶鑄に對しては反對論が一般的であつたことを察することが出来る。

(註四) 元文元年五月の金銀改鑄令には『世上金銀不足に付、通用不自由之由相聞候付て、此度金銀被吹改候事』¹¹⁾とあつて、謂ふ所の金銀不足は一般物價の下落と見るべく、之を救ふために貨幣の改鑄増發を行ひしものである。

(口) 貴金説

徳川時代は米遣ひの經濟の時代であつた。米は國民生活の必需品たるのみならず、一國の財政・國民の所得も亦之によつて左右せらるゝ有様であり、且その生産は自然の狀況によつて左右せらるゝところ大なりしたため、天恵少き場合には國民生活の基礎を脅し、國家の財政に影響を與ふる所が少くはなかつた。茲に於てか米穀を貴び貨幣を賤むの思想は一般に行はれた所のものであつた。然るに白石は

『凡金銀の天地の間に生ずる事、これを人にたとふれば骨のごとく、其餘の寶貨は皆々血肉皮毛のごときなり、血肉皮毛は傷れ疵つけども、又々生ずるものなり(米穀布帛をはじめてもるもの器物等皆然也)。骨のごときは一たび折れ損じてぬけ去ぬれば

二たび生ずるといふ事なし、金銀は天地の骨也(五行のうち木火土水は血肉皮毛也。金は骨也)。これを採る後には二たび生ずるの理なし¹³⁾』

とて米穀よりも寧ろ金銀の貴ぶべきものなる所以を説いて居る。白石の右の思想は當時の貿易政策上より觀察せるものである。蓋當時の貿易は一方的の輸入貿易であつて金銀銅の流出すること甚しく、而も國內鑛山よりの採掘高も多からざりしためである。

當時一般に行はれた貴穀賤金思想は、廣く國民生活、一般財政の方面から見たものであるから、白石が貿易關係から金銀を貴びしことは同じ基礎の上に立てる議論ではなく、從て一を以て他の反對説となすことは穩當ではない。然し以上の如き意味に於て白石が貴金主義を持してゐたことは之を認めざるを得ない。またその貴金説は所謂メルカンチリートの貴金説とも表裏相反するものであつて、同一思想のものでないことを注意せなければならぬ¹⁴⁾。

(ハ)貨幣制度論 貨幣の改鑄、物價との關係等についての意見は當時多く見られた所であるが、貨幣制度に關する議論或は貨幣本質論とも見るべきものは、あまり存しない。

當時金銀錢の三貨幣が共に無制限に通用し、東國は金遣ひ西國は銀遣ひであつた。白石は『金銀錢其品をのづから相わかれたち候て、其用ひ候所もをのく同じからざる所に候』として三貨各その用を認めてゐるが、¹⁵⁾彼は金を以て上幣とし錢を下幣とし、銀を以て最も重要なるものとしてゐる。即ち

『其品たつときと賤しきとの間にたちて、其重さの輕重を以て用ひ候物に候へば、其大數万貫目と申すよりして一分一厘の小數

13) 新井白石全集第六卷 242頁
14) 新井白石全集第六卷 245頁
15) 新井白石全集第六卷 245頁

に至る迄、通じ用ひられずといふ所なく候を以て、金といひ錢といひ、其通じ用ひられがたき所は皆々銀によりて其及はざる所を相たす候物に候を以て、凡そ天下の財寶通用の事におゐては銀を以て其大本と仕る事に候。これによりても万物の價も皆々銀を以て相定め候事に候¹⁶⁾

従つて東國の金づかひ、西國の銀づかひなる點より、東國の人が財用の事を論ずるに不十分であり、京都伊勢の人々が財利の事にさとかかりし理由の一つは、この金銀使用の異なる點にも存するものであると論じてゐる。春臺も亦『士民の利害を論ずれば銀を主とするは便利にて金を主とするは不便利なることあり』¹⁷⁾としてゐる。

白石はまた他方に於て貨幣國定説の如き意見を述べてゐる。即ち支那及び日本に於て紙幣の流通せることを論じたる後

『しかればたとひ其品下り候金銀に候とも、當時におゐて其法を改定られ、天下に通行すべき由御沙汰候上は、六十六州の人誰かは其法に違ひ背く事の候べきや』¹⁸⁾

と説き、惡貨と雖法律の力によつて流通せしめ得べきことを論じてゐる。然るにも拘わらず白石が貨幣の品位を慶長の昔にかへすべきことを論じ、惡貨鑄造を極力排斥せしは如何なる理由によるか。或は貨幣の品位を素る如きは天下人民の怨み憤る處なるのみならず『天地神明のにくみきらひ給ふべき事』なりとか、或は家宣の臺命なるを以て議するに及ばずとも述べてゐるが、幣制改革の觸書には、元祿以後幣制を改めしため種々の弊害を生じたものであるから、之を慶長の古に復せば世上の難儀を除き得べしとの考が見えてゐる¹⁹⁾。後に述ぶる如く白石は品位の高下は物價に影響を及ぼさずとの説をとつてゐるから、貨幣を慶長の古に復せんとすることは要するに一種

16) 新井白石全集第六卷、日本經濟叢書卷六 245頁
 17) 新井白石全集第六卷、日本經濟叢書卷六 248頁
 18) 新井白石全集第六卷、日本經濟叢書卷六 248頁
 19) 新井白石全集第六卷、日本經濟叢書卷六 37、38頁

の復古的思想ともいふべく、政治上の理由は述べられてゐるが經濟上の確乎たる理由を述べてゐないもの如くである。

(二)紙幣論　硬貨に關連して生ずる問題は紙幣の問題である。白石は銀貨に代るべき紙幣即ち銀鈔の發行を論じて居るが、之は改鑄の原料を得る關係と、上銀を鑄出すに従ひ引替ふるときは、新銀の盡くる迄に上銀と新銀との間に價格の差を生じ物價に變動を及ぼすから、先づ銀鈔を發行して元祿以來世上に流布せる銀貨を全部回收せんとするものである。故にこの發行は一時的のものではあるが、白石は紙幣の發行について濫發を戒め、偽造引替其他二三の點を注意してゐる。且銀鈔の通用を容易ならしむるために、廿年間に銀鈔十萬貫目に相當する錢を鑄出さんことを提議してゐる。その理由は紙幣の滅失等のため錢を蓄ふる者を生じ、錢價の騰貴すべきを虞れたためである。従てその説は全く硬貨改鑄の一時的方便として紙幣を發行せんとするものであつて、紙幣を硬貨と共に永く流通せしめんとするものではない。²⁰⁾その他、淺見綱齋²¹⁾、太宰春臺²²⁾も亦紙幣の發行を非とし之を以て善政にあらずとしてゐる。

三 物價に關する諸論

俸祿を貨幣に代へて生活する武士階級にとつては、貨幣の改鑄、物價の騰貴等は切實に彼等の生活に影響を與へた。従つて此時代に於て物價の問題が武士生活の方面から盛に論ぜられた。貨幣改鑄の問題については既に述べたから以下物價の問題について考へたいと思ふ。

20) 同上、29—31頁

21) 識綱錄、日本經濟叢書卷三 242頁

22) 經濟錄、日本經濟叢書卷六 148頁

(イ)貨幣と物價との關係　貨幣と物價との關係は如何であるか、當時世間では物價騰貴の原因は貨幣品位の劣悪となりたるためなりと考へたが、新井白石は之に對して

『金銀の品善惡を論じ候事など、武家において一向に其沙汰なき事にて、此事申出し候ものは兩替仕る者共、金銀の品に次第をたて、兩替のことにつきて其利をもとめ候はんための奸計にて候を、商人共も其説にまどひ候て終に天下の難儀とは罷成候き』¹⁾と述べ物價騰貴の原因は貨幣數量の増加にある旨を論じて居る。

『近世以來天下の財用通じ行はれ難く、萬物の價年々に高くなり來り、公私の難儀に及び候事、世の人論じ申す所、皆々金銀の品下り候故により候由申沙汰し候。(中略)もし某が愚存を以て其理を細かに論じ候はんには、世の人申沙汰し候所は、たゞ其一を知りて其二を知らずと申すべく候歟。其故は當時天下の財用通し行はれ難く候て萬物の價高くなり來り候事、天下の商賈其言を金銀の品下り候に假り候て、其利を競争ひ候により候へとも、眞實は世に通じ行はれ候金銀の數そのむかしよりは倍々し候て多くなり來り候故にて候。然れども凡て天地の間に生し出候ほどの物、其品貴きものは必らず其數少く、其數少く候故に其價も高く、其品賤きものは必らず其數多く、其數多く候故に其價もやすく候事相定りたる事に候へば、當時の金銀其品下り其價輕くなり候故に、これを以て換候所の萬物の價は重くなり候と申候はんも、又當時の金銀其數多く其價輕くなり候故に、これを以て換候所の萬物の價も重くなり候と申候はんも、その申す所はかはり候へとも、其理におみてはかはるべからずとも申すべく候へとも、異朝歴代の間、論じ候事共を併せ考候に、古の善く國を治め候人は、物の貴賤と貨の輕重を觀候事候て其政を施し行はれ候き。凡そ物の價重く候事は貨の價輕きにより候て、貨の價輕くなり候事は其數多きが故に候へば、法を以て其貨を收めて其數を減じ、又物の價輕く候事は貨の價重きにより候て、貨の價重くなり候事は其數少きが故に候へば、法を以て其貨を出して其數を増し、貨と物とに輕重なきごとくに其價を平かにし候時は、天下の財用ゆたかに通し行はれ候由相見え候。もし此説に據り候はば、當時萬物の價の重くなり候事、金銀の數多く候て其價輕くなり候故により候事疑ふべからざる事にて候。』

即ち白石の意見は、卒然として之を讀まば品位と物價との關係をも若干認めて居るが如くであるが、よく其説を吟味すれば其結論は所謂貨幣數量説であつて、數量の増減によつて物價は調節さるゝものであり、品位とは重

1) 新井白石全集第六 159頁

2) 同上 191頁

大な關係がないとせるものである。元祿以降の改鑄によつて貨幣物價狀態が著しく變調を來たしたのは、惡貨そのものゝ爲ではなく、金と銀との比率が攪亂せられ、從てその流通阻塞せられ、之が爲めに物價に大なる動搖を生じたものであると考へて居る。即ち曰く

『元祿年中、金銀の法を改められ候事、其品を引下され候上は可然事あるまじきは論するに及はず候。しかれども金銀をのゝ其品を引下され候次第、慶長の初に割合せられ候法意をうしなはず候はんには、其害甚しき事には至るべからず候歟。然れば金銀の事を論じ候には、をのづから其品の高下ある所を覺悟すべき事に候。況や又萬物の價は金と銀とを以て易候所につきて相定る事に候上は、金銀の品相みだれ候に就ては、萬物の價も平かなるべからざる事、これ又あやしむにたらず』

と。而して更にこれを四項に分ちて詳論し、前示の原因の外に運上及び兩替商の好策も物價騰貴の一原因として論じて居るものであるが、兎に角品位の高下が物價に影響するものに非ずとの説は變はる所がない。

之に對して室鳩巢は三四十年來物價の騰貴したるは、一には政務により二には天災により三には風俗によるものとし、その政務により物價高直となりたるうちに

『金銀も又物にて候、其數多く候へば其價賤く罷成候事、諸物と替り候こと無之候。但金銀の數多く候て物の價高く成候事は十にして八ツ、九ツ、金銀の品下り候て其價高く成候ものも十にして一ツ二ツは有之候』

と説いてゐるから、品位も物價に影響するが、それよりも寧ろ數量の方が大に物價に影響することを認めてゐる。然るに荻生徂徠は

『諸色高直になる子細は元祿の時、金銀に歩を入て金銀の位悪く成故に高直に成るにも非ず、亦金銀の員數ふへたる故に高直に成たるにも非ず』

とし、殊に品位の物價に關係なきことについては

3) 同上 246頁
4) 上著、近世の經濟思想 34—36頁
5) 兼山秘策、日本經濟叢書卷二 223頁

『金銀の性よくなりたれば、諸色も下直に成筈の事なれども、町人のいたづらにて諸色の直段を下げぬと云ふ人あれども、是又世界の有様を知ぬ人の云たる事也』

『總じて金銀を金付石にて試て、位の善など云は兩替屋杯の云ことにて大に愚なること也。其子細は元祿に金銀に歩を入れて金の性悪けれども、錢の直段左迄替ねば慶長も金の位替ること無し。當時元祿金銀を吹抜て性は美く成たれども、錢の直段元祿と替ねば、是亦元祿と全く位替ぬ也。位替ねば一兩はやはり一兩也。一兩を二兩にも使はれず。されば性能成たるは詮はなし。元祿の金銀を吹き直さず、性の悪き儘にして世界の金銀を半分より内に減じたと全く同意也。……今錢を夥くふき出して一兩に七八貫文にしたらば、金銀の員數半分に減じたと位一倍よく成る故、元祿の金銀をやはり吹き直さずに置て、金銀の員數如元成と全く同意成べし』

といひ、却て錢との關係を重視してゐるが、徂徠の考ふる所では物價騰貴の根本原因は、貨幣の關係よりも寧ろ他の原因、即ち旅宿の境涯と制度なきと、一般の奢侈其他の事情、要するに當時の社會組織に據るものとしてゐる。即ち曰く

『元來旅宿の境界に制度無き故、世界の商人盛に成より事起て、様々の事を取雜せて次第々々に物の直段高く成たる上に元祿に金銀ふへたるより、人々奢り益々盛になり、田舎迄も商人行渡り諸色を用る人益多くなる故、益々高直に成たる也。左様に成たる世の有様をば其儘に仕置て、當時金銀計を半減になしたる故、世界半身に成て金銀引張不足、依之世界再び困窮したる事明也』

(□) 錢と物價との關係　物價に對する錢の問題は、徂徠が之を重視してゐることは既に一言した處であるが今そのいふ處を見るに

『金銀の誠の位と云物は、錢高く成ば位下りて金銀の威光働少く、錢安く成ば位上りて金銀の威光働強なる事にて、金銀の性の美は何の詮も無事也』

『惣して値段の至極に下直なるは、錢一文にて賣ことにて、是より下直成物なし。錢少く成て貴とて、一文を二ツにも三ツにも割ては使はれぬ者也。故に錢をば至極安き物に極て、是を土臺にして金銀の威光働の強き弱きは見る事也。右の道理なる故錢を

夥く出す時は金銀の半減に成たるは左迄昔には不成こと也』

と説き、錢の鑄造を勸めて曰く

『當時如何様のことをして世界をは賑はすべきと工夫するに、錢を鑄るに若は無し』といひ『錢は道中を運ふこと不便利なる物なる間、大名の城下々々にても心儘に鑄さすべきこと也』

と説いてゐる。即ち銅錢の増鑄によつて金銀と銅との比價を高率ならしめば、金銀の品質の低下は錢の數量増加によつて補償せらるゝとなすものである。即ち錢の増鑄が物價調節の役割をなすものと考へてゐる如くである。太宰春臺も「經濟錄」に於て師の説を祖述してゐる。即ち曰く

『錢少ければ價貴くなり、多ければ賤くなる。他の貨物の如し。凡錢の直は寛永の頃より金一兩に四貫文を以て定とす。上より賜はり下より納るに皆此直を用ふ。然れども民間にては金一兩に四貫八百文以上也。少きときは四貫に不及ことあり、多きときは五貫に至る。士人は錢の賤きを利とし、民は錢の貴きを利とす。錢の貴きは金の賤き也。錢の賤きは金の貴き也。商賈は錢の貴きを利とすと雖も、錢賤きにも取べき利を不失、只士人は米を賣て金を取り、金を以て錢を買ひ、錢を以て萬事の用を辨する故に、金賤く錢貴ければ用足らず、商賈の錢賤くても利を不失者と同じからず。されは今の政は錢を豐饒にして價を賤くするにしくはなし』

『凡そ物を賣るは商賈なり、物を買ふは士人なり、貧賤なる士人は金を以て物を買ふ事は稀なり、金を以て錢を買ひ錢を以て物を買ふ。然るに錢にて賣り買ふ物は錢の賤しき時も貴き時も百錢に賣る物はいつちも百錢なる故に、錢貴ければ士人甚不利なり』

(ハ)米價と四民の利害　米を貨幣に代へて物を買ふのが武士農民階級であるから、米價の騰落が此等階級に如何なる利害を及ぼすかといふことも當時大に論ぜられた所である。この點については太宰春臺の「經濟錄」における所論が最も整つてゐる。即ち

『米の價の高下は民の利病の懸る所也。國を治る人心を盡して思慮せずば有るべからず。凡四民の中には農人は穀を作出す者

8) 同上 415-418頁

9) 經濟錄、日本經濟叢書卷六 144, 152頁

也。租を納て其餘を食し、又其餘を賣て諸色の用を調ふ。士人は君より田祿を賜はり、此祿を以て衣食より以下諸色の用を足す者也。士人は器物を作り四體を動して米に易る者也。商賈は貨物を賣て米を糶ふ者也。是四民の内にて士と農とは米を糶る者也。工商は米を糶ふ者也。さる故に米の價高ければ士と農とに利あり、工と商とに害あり。米の價賤ければ工と商とに利ありて士と農とに害あり。(中略)然れども古代より近世迄は四民の間には米を以て萬事の用を辨じて金銀を使ふことは當代の如くには非りし故に、米價賤くとも米穀豐饒にて倉に盈る程なれば士人も農人も困窮すること無かりし也。今の世は天下の諸侯人民迄東都に輻湊して皆旅人なれば金銀を以て萬事の用を達する故に、米價貴ければ士人悦び米價賤ければ士人困む。(中略)壬寅(享保七年)の秋より米價頓に賤くなり、其後少昂りて又大に低く、六七年の間に愈々賤くなりて、昔貴かりしときの五分の二の價となる。民間にて米を視ること土の如し。士大夫の家に於て飯粥の料を除て其餘を賣て他の用を辨せんとすれば朝夕の急用さへ足らず。他の用を足さん逆多く米を賣れば又食足らず、士人の困窮尤甚し。農家も士人と同じ。豐年に遇て穀を多く收れども是も賣るに及で輸出す人馬の勞費をも償はぬ程なれば、僅に家人の口に食ふ計にて利潤を得へき様なし¹⁰⁾。

といつてゐる。以てその影響を察すべきである。以上の如く米價の變動は士農階級と商工階級との間に相反せる影響を及ぼすものであるが、これは米價變動の第一次的影響であつて、更に第二次的影響として、米價の高低に伴ふ士農階級の購買力が、商工階級に對して如何なる影響を生ずべきかを定めなければならぬ。「經濟錄」に

「米價貴ければ士人悦び米價賤ければ士人困む、士人の方に金銀多く收まれば、武人は利に疎き者にて金銀を蓄ふる心も少き故に、一時の歡樂榮耀に輒く金銀を出し費す。此時に於て工人商賈の蓄其利を得て喜ぶ。價の高き米を糶へども口に食ふは僅にて利を得ること多き故に、さのみ米價の貴きを苦まず、米價賤ければ士人の方に金銀乏き故に工商も却て利を得ること少し。故に今の世には米價太賤しければ四民皆困窮すること古代より甚し¹¹⁾」

といへるは、即ち第二次的影響を説けるものである。即ち米價の高きは必ずしも商工階級に不利とならざるも、米價の低きことは士農階級購買力減小の結果、商工階級に對しても不利なる影響を與ふるものである。従つて商工階級は必ずしも米價が相當の價位を維持することを拒む者ではなく、米價が相當の程度に調節さるゝことが必

10) 同上 118—122頁

11) 同上 119頁

要なりとの見解も生じ得るわけである。これ當時に於て常平倉の必要を説けるものある所以である。例へば大月履齋は「燕居隨筆」に於て

『聖賢仕置に常平法と云ふことあり、是は米穀の平均の直段也。(中略)譬へば一石に付六十目なれば國中の爲宜し。上下押なべて平均と定て、豐年には米段々下る時は、公儀より所の米を段々買込故次第に上る。六十目になるまで買込む。又凶年にて米少く段々上る時は、此米を出して段々に賣出す故、あつらへの直段に下る。一分／＼をききみて直段公儀の心儘なり。差當り公儀の損の様に見ゆれど易き米を買込、高き時分賣出す故、雙方のもめ合にて損はゆかぬこと也』¹²⁾

と論じ、貝原益軒の「君子訓」も常平倉を以て『良法』なりといひ、¹³⁾春臺も常平倉の設置によつて(一)江戸に無用の米を運ばず、江戸在米減少すれば價貴くなり、江戸米價貴くなれば海内の米價皆貴くなる。(二)米價高くなれば人々米穀を尊重するに至る。(三)倉廩の貯藏米を以て凶作のときの賑恤用に充て得べく、市場の米價の高低に應じて或は之を賣出し或は市場より買入れて貯藏し、太貴太賤のことなく四民害を受けず。(四)穀を江戸に輸ばざれば國家に漕運の費なしとの四益を擧げてゐる。¹⁴⁾

尙米價の法定は享保二十年に實現された處であるが、この時の令にも『米直段次第下直罷成、武家并百姓難儀之事にて町人諸職人等に至迄、商ひ薄く、かせぎ事も無之世間一統の困窮におよび候間』¹⁵⁾云々とあつて、その目的とする處が極めて明かである。

四 都市農村に關する諸論

封建制度の確立、貨幣經濟の進展、町人階級の勃興等は、都市の發展と互に因となり果となつて、都市に關す

12) 日本經濟叢書卷六 433頁
13) 益軒全集卷三 411頁
14) 日本經濟叢書卷六 123頁
15) 御觸書寛保集成 954頁

る種々なる問題を生じ、學者論議の一對象となつた。

(イ)都市の膨脹　當時は參覲交代制度が嚴に勵行せられて、大名は江戸に藩邸を持ち隔年に入京して多くの從者が滯留した。その領地に於ても武士は城下に集つて生活し其他種々の原因から都市の發達となり、殊に江戸大阪等の大都市の膨脹甚しきものがあつた。されば室鳩巢は『江戸の繁昌、日本にては古今に無之事に御座候』¹⁾といつてゐる。徂徠は『百千萬般の患は皆城下に人の聚りすぎたる所に歸する』²⁾ものなりとし、都市の膨脹が時弊の根本原因なりとしてゐる。而して之を制するためには先づ都鄙の境を明かにする必要があることを説いた。

『元來外部とて堀を掘、堤を築こと武備の一也。夫程になくとも木戸を附て境とすべきこと也。元來此境不立ゆへ、何方迄が江戸の内にて是より田舎と云難限なく、民の心儘に家を建續るゆへ、江戸の廣き年々に弘まりゆき、誰許すともなく、奉行御役人にも一人として心付人もなく、いつの間にか北は千住南は品川まで家續に成たる也。是亦古法を不知誤り也』³⁾

更に戸籍の法をたて、移住を禁じ、旅人道中の切手を發行して旅行を不自由にし、既に都市に聚り來れる者に對しては人返しを行ふべきことを説いてゐる。即ち

『古は地を量て民を置と云こと有り。六十餘州悉く一國々々の人別を見て、さても城下の人と關八州の人の總人數を考へ、關八州より出る米穀にて御城下並に關八州の人の一年の食事の足る積を準合にして御城下の人數を定むべし。諸國より來たる旅人並に諸大名の家來は外なるべし。是は諸國より來る米を食する積にすべし。當時御城下に居者多く諸國の者なれば、右の限を以御城下の人數を限、其の外は悉く諸國へ返すへし。返す仕方は其地頭々々に申付て人返しすべき也』⁴⁾

室鳩巢も亦江戸の人口集中を避ける方法として、非職の旗本を郊外に在住せしむべきことを述べてゐる。即ち

『寄合組小普請其外無益の者共は、江戸廻五里三里外、八王子、葛西、戸塚、板橋邊に百人二百人程宛住居候様に罷成候はゞ、

1) 錄、日本經濟叢書卷三 156頁
 2) 獻平策、同上 554頁
 3) 政談、同上 345頁
 4) 同上 358頁

末々商人の類も其に付て集り可申候間、御城下自然と人少に罷成可申候。第一諸士勝手の爲にも宜敷江戸の風俗も改、又は火事の沙汰も辭り可申と奉存候⁵⁾』

(口)農民の向都及轉業 都市の發達は武士の江戸及城下住ひや町人の來住ばかりでなく、農民がその耕地を

離れて都市生活をなすにすることが少くなかつた。例へば徂徠が

『總て百姓の奢盛成より、農業を厭ひ商人と成こと近來盛にて田舎殊の外衰微す』

『農民も出替りの奉公人に來りて、直に留りて日雇を取、ほていをふり、直に御城下の民となる者日を追ひ年を追て夥しく、今已に廣き五里に餘り屋家の稠密いふばかりなし』

『當時諸國の民の耕作を嫌ひ、米の食を悦び、百姓を棄て商人に成故、衰微したる村々多きこと度々承ること也』

といへる如き⁶⁾、右の事情を説けるものであり、『農民の商賈に變ずることは國政の上には古より大に嫌ふことにて大切のこと也』⁷⁾とし、前述の人返の法などによつて、農民を土着せしめ、農を奨励すべきことを説き、農民の轉業を禁じ『田舎は農業、御城下は工商の業を勤めぬ者の無きやうにすることは第一也』⁸⁾と斷じてゐる。春臺も亦論じて曰く

『農民漸々に減少すれば米穀乏しくなる。工商多くなれば種々の貨物出生し四方より聚まる故に、人の奢侈の心を引起し、金銀を重寶する風俗に成て國用漸々に匱くなり、上下貧乏の端となる、國家の大なる害なり。是に因て聖人の政には天下の戶籍を正くして、四民の家數人別を度々改めて、農民より妄りに他の業に遷ることを禁するなり』云々と。

(ハ)農本商末論 當時は商人榮えて士農共に困窮し、都市膨脹して農村の疲弊せること一般の状態であつたが、之を匡救するために、農本商末の思想が、前期よりも一層嚴しく唱へらるゝに至つた。徂徠は曰く

『本を重じ末を押ると云ことは古聖人の法也。本とは農也、末とは工商也』

5) 獻可錄、同上 156頁
6) 日本經濟叢書卷三 444, 555, 359頁
7) 同上 345頁 8) 同上 356頁
9) 經濟錄、日本經濟叢書卷六 108頁

『武家と百姓とは田地より外の渡世は無て常住の者なれば、只武家と百姓の常住に宜しき様にするを治の根本とすべし。商人は不定なる渡世をする者故、善惡右に云が如し。然れば商人の潰るゝことをば嘗て構間敷也。是又治道の大割の心得也と可知』といひ、『最初に町人百姓と武家との差別を吃と可立事也』と説いてゐる。春臺も亦

『民の業に本末と云ふことあり、農を本業といひ、工商業を末業といふ。四民は國の實にて一つも缺けては國と云はず。然れども農民少ければ、國の衣食乏くなる故に、先王の治には殊に農を重んぜらる』¹¹⁾

と説き、農本商末の思想を明かにしてゐるが、徂徠が前述の如く『商人の潰るゝことをば嘗て構間敷也』といへる如きは町人抑壓論の現はれとして注意すべき點であらう。然し町人抑壓論は左程有力ではなく、農本商末とはいへ、商人存在の必要を認めるのが一般的であつた。たゞ役人と結托する不正の商人や、獨占によつて巨利を網する商人、或は又奸策を弄する兩替屋¹³⁾などが排撃の目標とされてゐた如くで、町人階級を全然無用視する程のものではなかつたと考へられる。

五 武家窮乏對策

當時既に諸侯は財政の窮乏に悩み半知の法を行ひ、富商より借財をなし、武士も亦その生活窮乏に陥れる有様であつた。春臺の「經濟錄」にはこの間の事情を詳述してゐる。かゝる武家階級を救済するためには、米價の平準を計るべしとし、或は又錢を多く鑄造すべしとの説のあることは既に述べた所であるが、同一趣旨よりして消極的には武士土着論、積極的には專賣論が説かれてゐる。

10) 日本經濟叢書卷三 360, 427, 424頁

11) 同上、卷六 107頁

12) 拙稿、新井白石時代の財政經濟社會狀態、經濟史考 303頁以下

13) 太宰春臺、經濟錄拾遺、日本經濟叢書卷六 293頁

14) 新井白石全集第六 248頁

(イ) 武士土着論

前期に蕃山は農兵制度の昔に歸るべきことを説いたが、その説は徂徠によつて發展し、

春臺によつて方向轉換せる如き感がある。徂徠は武士が知行所に居住せず城下住居をなすこと即ち所謂旅宿の境界に在ることが、時弊の根本原因なりとしてゐる。従つて之を改めなければならぬ。即ち先づ『公儀御身上の事は旅宿の仕掛を改めずしては豊なること無之こと也』とし、『旅宿の仕掛を止ると云は御買上を止る事也』。御買上を止る仕方は如何といふに、諸侯よりその土宜に従ひて貢物を奉らしめ、又名山大川を始め『材木の出る山、金銀銅鐵鉛等の出る山、魚鹽の出る地』は之を諸侯に封ぜず直領地とし、『一切の諸色は諸職人に御扶持を被下、何にても其品を其者へ御渡有て織らせ作らすべし』といつてゐる。¹⁾次に

『諸大名の身の上是又同斷也(中略)今は諸大名の困窮至極に成たれば、身上を能保て永々參勤交代の成る様にすることは當時の良策なるべし。其仕方は是も公儀と同斷にて、其國より出る物を直に取用て金にて物を調へぬ仕方有べし。家中の武士をば皆知行所に割與て、面々の知行所に居住し城下へ勤番をする様にし』²⁾

旗本武士についても亦同様の方法をとるべき事を説いてゐる。かくて士農共に土着主義を取るべく

『武家知行所に居住する時は、家居には所の木を切つて作り、米は年貢米を用ひ、味噌豆も處に生ずる。衣服は織つて着る。衣食住に物入ること無く、下々の切米も米にて取らせ、又大小衣服を許す時は、分限成る百姓は皆家來と成り、人返しをする時は奉公人他へ住むこと成らぬ故、皆地頭の家來と成り譜代と成る。されは米を賣て金にすることは入らぬこと也』³⁾

而して毎年の年貢米四分一は決して賣拂はず、備荒貯蓄に充て若くは軍用に供することとし

『尙其の外にも米を妄りに不賣、武家にしめ置く時は、商人も金を米にせずしてならぬ故、商人殊の外に迷惑して諸色の直段は心の儘に下るべし。是は主客の勢と云ふ者也。當時は旅宿の境界なる故、金無てはならぬ故、米をうりて金にして商人より物を買ひて日々を送ることなれば、商人主と成つて武家は客也。故に諸色の直段武家の心儘にならぬこと也。武家皆知行所に住する時は

1) 政談、日本經濟叢書卷三 399頁以下
2) 同上 403頁
3), 4) 同上 427頁

不賣米に事すむ故、商人米を欲しがることなれば武家主となりて商人客也。されば諸色の直段は武家の心儘に成る事也。是れ皆古聖人の廣大甚深なる智慧より出たる万古不易の掟也⁵⁾』

かくて徂徠は白給自足經濟の古に復すべきことを説いたのであるが、貨幣經濟が進展し都市が發達した當時に於てかくの如きことは果して可能であつたらうか。春臺も亦

『當代は天下の人東都に輻輳し諸侯貴人より庶民に至る迄旅客にて居住する故に、萬事を金銀に行ふこと風俗になりて遠國迄も同然也。是より米穀を賤めて金銀を貴ぶこと古代よりも甚し。太平の世に生れて民は食を以て天とすといふことを人知らざる也⁶⁾』

といひ、或は

『先海内の人民を悉く土に着けされば、戶籍を立つへき様なし、是國を治むる一大策なり⁶⁾』と説いて師の説を祖述してゐる如くであるが、此點には寧ろ力を用ゐず、却て財用の權を上⁵⁾に收むべしとする點に重點を置いてゐる如く思はれる。

(□)專賣論 春臺は當面の財政難を救濟する方法としては、消極的復古的に武士を土着せしめて自然經濟に歸るよりも、寧ろ積極的に町人化の立場に立ちて專賣の法によつて金銀を手に入れることを急務としてゐる。即ち先づ專賣政策を採用して國を富ましつゝある各藩の例を挙げ、何れの國といへども土産なきはなく、之を從來の問屋仲買の系統によらず、藩營專賣の方法によつて多くの利益を收むべきであるとしてゐる。即ち曰く

『金銀を手に入るゝ術は賣買より近きことなし。當代にも昔より賣買にて國用を足し祿食に代ふる國あり。對馬侯は小國を領して僅かに二萬餘石の祿なるが、朝鮮人參その他諸々の貨物を甚だ賤しく買入れ、一國にて占めて甚だ貴く賣出す故に、二十萬石の諸侯に比して猶餘裕あり、松前君は松前を領して七千石の祿なるが、國の土産と蝦夷の貨物を占めて貴く賣る故に五萬石の諸

5) 經濟錄、同上卷六 107頁
6) 同上 252頁

侯も及ばざる程の富なり。石州の津和野侯は四万石の祿なるが板紙を製出して之を占めて賣る故に、十萬石餘の富をなすと云へり。薩摩は本より大國なれども琉球の貨物を占めて賣り出す故にその富海内に勝れり。中華の貨物も琉球に傳へて薩摩に來り、薩摩より此方の諸國に流布する事多し。對馬・薩摩・松前は皆外國の貨物を占めて一國より賣り出せば他の諸侯の比類する所に非ず。津和野・濱田の如きは其の土地の産物を占めて各一國より賣出して國用豊饒なり。新宮侯は紀伊の上郷にて三萬石の祿なるが、熊野の山海物産を占めて賣出して十萬石に比すといふ。此等の經濟に倣つて計策を用ひば大小諸侯の國に何と云ふ事なく土産なきは非ず、土産の出つるに多きあり寡きあり、土産少き所は其の民を教導し督責して土地の宜に従ひて百穀の外、木にても草にても用に立つべきものを植えて土物の多く出つる様にすべし。又國民に宜しき細工を教えて農業の隙に何にても人間の用に立つべきものを作り出さしめて、他國と交易して國用を足すべし、是れ富を殖す術也⁷⁾』

と。次に現在の産物販賣方法と專賣方法を比較して、專賣の利多きことを説いてゐる。即ち

「然れば今の經濟には領主より金を出して、國の産物、諸の貨物を悉く買取りて、その所にて買ふものあらは賣るべし。然らずば船にのせ馬に駄して、江戸京大阪に運びて賣べし。凡諸國の土産は其民齎持して他所に賣るに多少の旅費あり、船には船費あり、馬には駄費あり、他所に往きてその貨物を賣るに行家あり牙儉あり、行家に止宿するに飯錢を出す、賈人に賣渡すに及びて行家に貢錢あり、牙儉に勞錢あり、行家の神に燈錢あり、賣買訖りて行家に謝する酒錢あり、此の如く諸般の費用あり、貨物の直金の中に此の諸の費用を除きて、其餘すなはち貨主の所得なればその利多からず、又他國の商人來りて諸所の土産を買集めて他所の行家に就て販ることあり、其の商人往來に多少の路費あり、貨物の出つる所に數日止宿すれば飯錢を費す。此等の費用を除きてその貨物を買取りて船賃駄賃を賣してその貨物を他所に賣往て賈人に賣渡して隨分の利をとらんとする故に、本にて其の貨物を買取るとき必賤く買ふ。本の貨主旅行せざる故に勞も費もなけれ共、本價を賤しく賣る故に是れ又利多からず。今若しその國主より金を出してその國の土産貨物を悉く買取らんに民に座ら他所の商人に賣ると、他所に旅行して行家に就きて賣ると兩様の價を勘辨して、その價より少し貴く買取るも、多くの貨物を一所に集めて江戸大阪の如き都會に送りて府庫に藏し置きて、時價の貴き時に賣り出さば國民の私に賣るよりもその利多かるべし。國民は旅行の勞もなく、前に云へる所の諸般の費もなくして商人に賣るより利多きを喜ぶべければ、有る程の貨物を隠さずして悉く出すべし⁸⁾」

然しこれ等の方法も勿論一時的の權道である。これ『市賈の利を求むるは國家を治むる上策にはあらねども、

7) 經濟錄拾遺、同上、291—292頁

8) 同上、293—294頁

當時の急を救ふ一術なり』⁹⁾といへる所以である。然し『國民の私に賣るよりも價を賤く買はんとせば、民悅ばずして貨物を匿し潜に私賣すべし』¹⁰⁾といひ、その仕法宜しきを得ざる可らざることを論ぜる如きは注意すべきである。

前期に於て蕃山が專賣反對論を唱へたことは既に述べた處であるが、本期に於ても對馬の陶山鈍翁は對馬が朝鮮貿易の獨占によつて利益を得てゐることを認めながら、之を『我州の惡敷仕來』¹¹⁾なりとした。蓋し自國の產物に據らず、他國即ち朝鮮の產物、殊に米の輸入が行はれたため、對馬が朝鮮との貿易に依存することは、一朝事あるときに危険なりと考へたによるものであるが、この考は内地各藩相互の間に於ても、他藩の產物を買集める場合には同様のことが考へらるゝであらう。たゞ自國の產物をその藩に於て專賣する場合は、以上の理由にては專賣の非を斷することは出来ない。

六 蘭學及心學

本期に於ては從來の儒學の外に思想史上注意すべき二の新しき系統の學問が興つた。蘭學と心學とがこれである。

(イ)蘭學 寛永の鎖國以後蘭書の閱讀は禁ぜられたが中期以後西洋事情の研究が行はれ、正徳年中新井白石は蘭人につき各國の事情を聞き「采覽異言」や「西洋紀聞」を著はした。八代將軍吉宗は蘭書閱讀の禁を解き、宗教書以外の洋書を読むことを許し、青木昆陽、野呂元丈(醫)等に蘭書の講究を命じ、昆陽等は毎年江戸に參府す

9) 同上、295頁

10) 同上、294頁

11) 對韓雜記、日本經濟叢書卷十三 382頁

る甲比丹につき蘭語を學び又長崎に赴いて語學を修め、その結果昆陽は「和蘭話譯」「和蘭文字略考」を著はし、元丈は「和蘭本草和解」を述作した。之れより以後蘭學は次第に發達し、語學としての蘭學が研究されたばかりでなく、蘭語を通じて化學・醫學・曆學・天文學・兵學其他の諸科學が我國に傳へられ、且蘭學者の經濟思想として特に注意すべきものが次の時代に於てあらはるゝに至つたことを忘れてはならぬ。

(□)心學¹⁾ 元祿以後貨幣經濟の時代となつて、町人の經濟的實力は士農兩階級を壓した。町人の物質的勃興と共に知的欲求も次第に起つて來た。この要求に合したものが即ち石門心學である。心學なる語は陽明學派や朱子學派の異名の如くにも用ゐられるが、茲に所謂心學は享保十四年に石田梅巖に依て唱道されたもので、所謂心學道話を指す。之は從來の學問が文字を通じて目に訴へたのに對して、講席を設けて教義を耳に傳へたものであり、また神儒佛の何れにも偏せず、實際問題に對して卑近ではあるが適切なる解釋を加へて、商業の必要を説き、營利活動を正しきものとして是認した。梅巖が最初の講席を開いたのは四十五歳(享保十四年)のときで、京都車屋町御池上る東側に講席を設け『何月何日開講、席錢入不申候、無縁にても御望の方々は無御遠慮御通り御聞可被成候』と張紙して、誰彼の差別なく聽講を歓迎した。聽衆は最初は少數であつたが、後には常に堂に溢るゝの盛況で、其後各地に講舎が設けられ多くの有名な講師があらはれた。

手島堵庵の「社約」²⁾によれば、梅巖の著書「都鄙問答」「齋家論」の二書は、「大學」「中庸」「論語」「孟子」の四書と「近思錄」「小學」と合せて此八書が心學者の必讀すべき重要書とされてをり、心學が儒教思想との混合であり通俗化であることは明かである。それは當時の農本商末乃至は町人抑壓論を打破して町人の營利行動を正義化

1) 石川謙、石門心學史の研究。岩内誠一、教育者としての石田梅巖
2) 手島堵庵全集 61頁以下

し合理化し商人道を説いたものである。例へば梅巖の「都鄙問答」には

『賣利を得るは商人の道なり。元銀に賣を道といふことを聞かず。(中略)商人の買利は士の祿に同じ。買利なくば士の祿無して事るが如し』³⁾

と説いてゐる。かゝる思想は當時の封建思想の一部と相容れない思想とも考へることが出来るが、もともと商人の行動に對しての道徳的基礎づけをなしたに過ぎぬものであり、政治的活動には無關心であつたから、一部の封建思想と相容れないとしても、變革的思想の淵源となるべきものではなかつた。況や後に於ては心學講舎がいつれも高札の解説を試み、幕府も亦屢々『手島流心學道話之儀、隨分ひろまり候様町内より世話可致候事』と令するに至り、御用學的方面に展化し、寧ろ町人教化機關として一大勢力を持つに至つたものと考へられる。而して心學は京坂及江戸を中心として全国各地に講舎を開き講説したものであるから、それが庶民階級の思想の上に及ぼした影響は大なるものがあつた。

七 結 言

既に述べた如く封建政治が確立し太平の打續くと共に當時の政治社會組織と經濟組織との關係から、武士農民の困難、財政の窮乏等の現象を生じ、この時弊は時代の經過と共に更に一層の進展を見ることとなり、經濟學者の多くは諸侯武士の困窮、農民の疲弊、町人の發展について注意を拂ふに至つた。この現象は封建政治の行詰りの一面を示すものであるが、之を如何にすべきかについては、復古的保守的の立場をとるものと、積極的町人

化を説くものがあつた。例へば自給經濟論の如きは前者の例であり、町人化論の如きは後者の例である。

本期の經濟思想がその政治經濟狀態と密接なる關係を有することはいふ迄もない所であつて、貨幣に關する諸論の著しく現はれたる如きは、即ち貨幣經濟の進展を示すものである。また農本商末論の如きは前期の所論よりも一步を進めたものであり、更に町人抑壓論の萌芽を見ることは次期における思想の發展傾向を示す一例とも考へられる。同様に心學や蘭學の思想も次期に至つて更に發展した。勿論本期に於ても前期に於けると同様の思想が存することはいふ迄もない。例へば尙農論・儉約論の如きそれである。

之を要するに本期における經濟思想には、前期と同様の思想、前期よりも一層發展せる思想、更に後期への萌芽的思想たるべきもの等が存する。然し本期における經濟思想としての特徴的なる主なる思想は、前數項に示せる諸點に外ならぬものと思ふ。尙、徂徠の「政談」春臺の「經濟錄」の如き最も纏まれる經濟書が本期に於て大成されたことは、江戸時代興隆期たる本期としては當然のことといふべきであらう。